

地産地消マルシェの開催業務企画提案仕様書

1 業務名

地産地消マルシェの開催業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

糸島市内

4 目的

本市はこれまで糸島市外を中心に食のプロモーションを展開しており、市外における「糸島市」から連想するイメージとして「食」が上位に挙がるなど、本市の食に対する認知度は年々向上している。

一方で、市民に対する食のプロモーションは十分に実施しておらず、市民の糸島産食材への関心は必ずしも高くはない状況である。市民満足度調査においても、地産地消を意識し、糸島産の農林水産物を意識的に購入している割合は62.8%となっており、糸島産食材の消費の多くは市外となっている。

そのため、生産者と市民を繋げるマルシェを開催することで、市民が生産者を身近に感じ、農林水産物のブランド価値を実感し、訪れた人と共有できる場を整える。マルシェを通じ、市民に糸島産品の良さを体感してもらい、市内直売所等の売上向上に繋げるなど、糸島産品の地産地消・市内経済循環を活性化させることを目的とする。

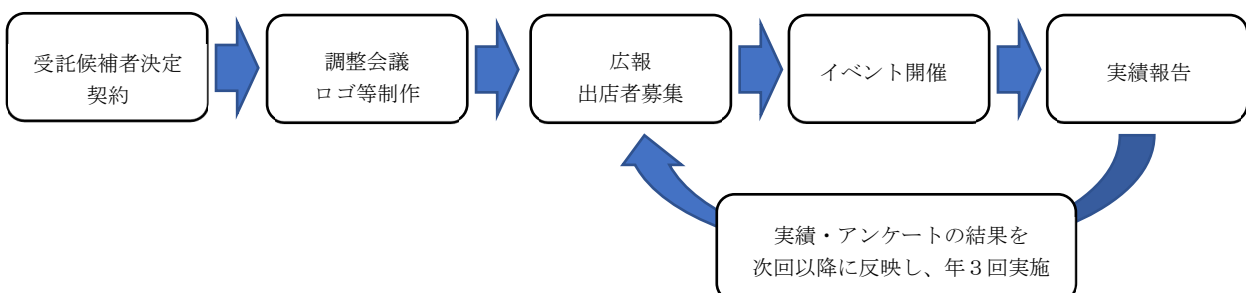
なお、本事業終了後は、本事業を通じて市内事業者によるマルシェの自主開催を促進するとともに、中心市街地の周遊性の向上を図ることで、地域のにぎわい創出や活性化につなげていきたい。

5 業務概要

本業務は、糸島産品の地産地消の推進及び市内経済循環の活性化を図るため、丸田池公園において糸島産品を扱う事業者によるマルシェを年3回開催するとともに、当該マルシェに係る広報並びに来場者等を対象としたアンケート調査を実施するものである。

- (1) 丸田池公園においてマルシェを年3回（各1日）開催する。
- (2) 出店者の情報や糸島産農林水産物の魅力等を広く情報発信する。
- (3) 出店者は、糸島産品を扱う事業者を基本とし、1回あたり15事業者程度とする。
- (4) マルシェ実施中は来場者向けにアンケートを実施し、満足度や意見要望等の収集・分析を行う。

業務実施フロー図



6 マルシェ開催日及び開催場所

開催日：令和8年11月22日、令和8年12月13日、令和9年2月21日を予定

開催回数：3回

開催場所：丸田池公園（糸島市前原西一丁目317-1番地他）

7 業務内容

業務内容は、次に掲げるとおりとし、業務の実施にあたっては、発注者に具体的な内容の確認及び了承を得て実施すること。

なお、企画提案書には業務内容を踏まえて、より効果的な実施に繋がる具体的手法を明記して提案すること。

また、本業務の実施に要する一切の費用は、本業務委託費に含むものとする。

(1) 運営

- ・会場設営に必要な什器等は出店者もしくは受注者により準備すること。
- ・出店者の区画割り、会場内の設営、装飾、出店者の搬出入、設営支援を行うこと。終了後は速やかに撤去し、原状回復を行うこと。
- ・来場者に対して会場内のレイアウトがわかるようにすること。
- ・出店者、来場者に対し、当日の案内、誘導が可能な体制とすること。
- ・雨天時の実施における対応計画を策定すること。
- ・会場運営に必要な安全対策及びトラブル防止策を講じること。
- ・各回の来場者及び出店者を対象に、満足度や意見要望等を把握するためのアンケートを実施し、集計、分析をすること。

(2) 出店者募集・調整

- ・出店者募集に関する情報発信を行うこと。
- ・1回あたり15事業者程度を確保すること。
- ・出店者は主に糸島産の農林水産物を、もしくは糸島産の農林水産物を用いた加工品を扱う事業者とすること。
- ・食品の販売にあたっては、食品衛生法等の関係法令を遵守し、食中毒の発生防止や適切なアレルギー表示の徹底など、衛生管理及び安全確保のための万全な対策を講じること。
- ・出店者については、決定前に市に報告を行うこと。
- ・マルシェ開催に支障をきたすことがないように、出店者との連絡調整を行うこと。
- ・マルシェ当日の流れや出店における注意事項等を事前に各出店者に周知すること。必要に応じて事前説明会を実施すること。
- ・緊急時の場合のみならず、各出店者との連絡が図れるよう、連絡先一覧等を作成すること。
- ・出店者の出店場所代は無償とすること。
- ・出店者の売り上げに関する手数料等は無償とすること。

(3) プロモーション活動

①ロゴマーク制作

- ・マルシェ開催に関するプロモーションにおいて、統一的に使用するロゴマークを制作すること。なお、デザインの校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うこと。
- ・成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、発注者に帰属するものとする。
- ・デザインの PDF データ、JPEG データ、PNG データ、編集可能な AI データを納品すること。

②情報発信

- ・ポスター、チラシ、SNS、Web サイト、地元メディア等を用いて、マルシェの認知拡大を行うこと。

(4) 実績等の報告

本業務に係る実績について発注者へ各回及び最終報告を行うこと。

- ・マルシェの実績（出店者の応募件数、販売品目、レジ通過客数、売り上げ、当日の様子等）
- ・アンケートの調査分析結果
- ・情報発信の実績

8 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本業務の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係先と十分な連絡・調整を行うこと。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは、発注者が指定した場所で行う。
- (4) 本業務に付帯する経費及び調整会議や打合せ等、本業務実施に係る必要経費は、すべて受注者の負担とする。
- (5) 本業務実施に係るトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 関係者の事故や災害等の緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合等においても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「地産地消マルシェの開催業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。

9 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、令和9年3月31日までに、実績報告書に成果物、支出書類、データ等関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5年間はこれを適切に保存しなければならない。
- (3) 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も5年間は、発注者から提出を求められた場合は提出しなければならない。

10 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議の上で決定するものとする。